



認知症にやさしいまちづくりへ！

皆様、いかがお過ごしでしょうか。今議会では、都道府県で初となる「**認知症施策の推進に係る条例**」が制定されました。愛知県では、2007年に認知症の方が電車にひかれるという痛ましい事故が起こり、認知症の方を地域でどう見守るのか、家族だけに責任を押し付けてはいけない、と、「オレンジタウン構想」をはじめとした認知症を支えるまちづくりの先進都市として取り組みを続けてきており、条例化はこれを後押しするものです。見守りを行う体制整備、成年後見制度の利用などに、しっかり取り組むべきと考えます。

また、建設委員会では、今回は2テーマを取り上げました。以下ご報告いたします。



建設委員会にて地域課題を一般質問いたしました！

善光寺川の河川整備計画と浸水対策は？

県の
答弁

河川整備計画は県が管理する254河川について策定予定で、進捗率は72%。善光寺川をはじめとする豊川下流域に合流する県管理の11支川は、一括して策定予定。来年



度より着手していく。善光寺川では、過去に農地の浸水や道路冠水などが発生しており、整備計画策定までの当面の対策として、現在流下能力が特に低い区間で、現状の河川用地内で**護岸改修**による流下断面の拡幅を実施している。また、流下の阻害となっている二つの取水せきについて、市が地元と調整を行っており、**来年度撤去予定**である。これらの対策により、被害の低減をはかる。

県営住宅の障害者優先駐車スペースは？

県の
答弁

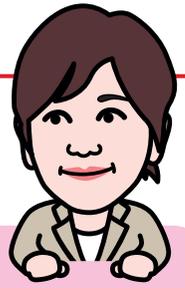
有料駐車場が未整備の県営住宅は46住宅あり、**入居者との合意ができたところから整備していく**。本年度1住宅で整備予定。



県営住宅敷地内の駐車場は、住供給公社が管理している。有料駐車場が未整備の住宅の一部では、公社が敷地の一部を自家用車の保管場所として管理することを自治会に委任している。身体障がい者や高齢者など、障がい者用の駐車スペースを必要とする方から**個別に相談があれば対応**している。自治会に管理委託している場合も十分配慮するように指導していく。



東三河地域の県営住宅にお住まいの方には高齢者や障がい者が多いなど、公営住宅の特性から、民間住宅よりも困難を抱えた方が入居する率が高くなっています。自治会で行っていたことも効率化したり、入居者が抱える困難に即して各サービスに繋げたり、福祉的観点での管理が重要になってきています。



農業施設整備と台風被害を支援！

あいち型産地パワーアップ事業費補助金

◆補正予算 1億円（新規）

国における補助制度は、対象となる産地面積が露地栽培10ha以上、施設栽培5ha以上と広く、愛知県の現状にそぐわないため、産地面積が露地栽培3ha以上、施設栽培1ha以上に対して県独自の補助制度を創設。



21・24号台風被害への支援

◆補正予算 9億8516万円

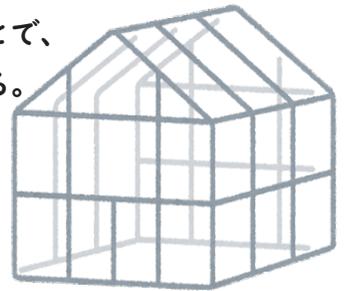
農業施設の再建及び修繕

被災前と同程度の農業用ハウス等の再建及び修繕に対し補助。園芸施設共済に加入している方の場合、この制度の利用により、支払共済金に加え、国の補助と県及び市町村が上乘せ支援することで、実質的な自己負担がなくなる。



農業施設の撤去

被災した施設の解体・運搬及び処分に対し補助。



～都道府県で初の条例化！！～

愛知県認知症施策推進条例制定



◆理念◆ 認知症の人及びその家族の意思が尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられることを目指す。誰もが認知症に関わる可能性があることを踏まえ、認知症とともにより生きるまちづくりに「じぶんごと」として取り組むことを目指す。

愛知県の動き

急速な高齢化の進行に伴い、愛知県内の認知症高齢者は、2015年に28.6万人であったが、2025年には40万人となることが見込まれている。介護離職者数も2007年～2012年の5年間で25600人と、大きな社会問題となっている。愛知県では、「あいちオレンジタウン構想」を策定し、認知症を支える地域づくり、人材育成や研究開発を推進している。

①かかりつけ医・認知症疾患医療センター・認知症初期集中チーム・地域包括支援センター等との連携体制の構築、②介護保険サービス事業所に対する認知症介護指導者による研修や個別相談、③医療・介護専門職を対象に家族介護者に寄り添う支援や、介護者の力を引き出す支援としてのピアサポートなど家族介護者支援についての研修会の実施、④若年性認知症と診断された人に対しコーディネーターを紹介し、適時適切な支援につなげるための体制づくり等、社会資源の機能強化に取り組んでいる。



認知症にやさしいまちづくり

ご意見・ご感想などをお寄せください

●ホームページ <http://www.ootakerie.jp>

●発行 おおたけりえ事務所 〒442-0854 豊川市府府町流霞59-2 TEL.0533-80-1055 FAX.0533-80-1056